

特例子会社・事業協同組合 設立等助成金のご案内

兵庫県 / (一財) 兵庫県雇用開発協会

障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用義務は事業主ごとに課されています。現在障害者法定雇用率は2.3%ですが、令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられます。

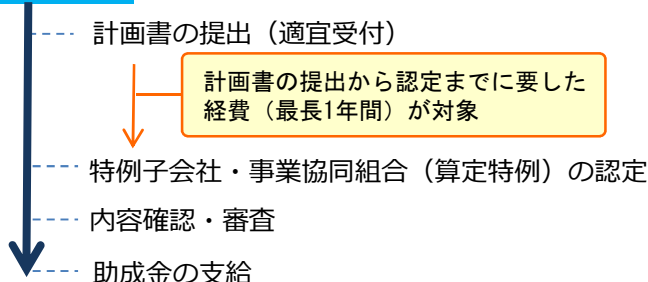
この機会に、障害者の雇用促進や職域拡大に有効な特例子会社や事業協同組合（算定特例）の設立を検討してみませんか。兵庫県及び（一財）兵庫県雇用開発協会では、平成26年度から設立等のための助成金制度を設け、事業主の皆様を応援しています。



I 特例子会社・事業協同組合設立助成

これから兵庫県内に特例子会社や事業協同組合（算定特例）を設立し、障害者雇用を進めていこうとする事業主等に、施設・設備整備等に要した経費を助成します。

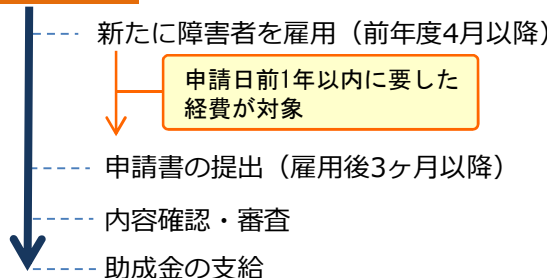
助成の流れ



II 特例子会社・事業協同組合による雇用拡大助成

兵庫県内で特例子会社や事業協同組合（算定特例）が、新たに障害者を雇用した際に要した施設・設備整備等に要した経費を助成します。

助成の流れ



	特例子会社設立助成	事業協同組合(算定特例)設立助成	雇用拡大助成	
条件	兵庫県内に特例子会社を設立し、認定を受けること	兵庫県内に事業協同組合(算定特例)を設立し、認定を受けること	障害者を新たに雇用すること	重度身体・知的障害者、精神障害者を雇用すること
対象	中堅企業・中小企業 ※中堅企業＝資本金10億円未満	中小企業	兵庫県内の特例子会社(支店含む)・事業協同組合(算定特例)	
助成率	1/2	2/3	1/2	
助成上限額	5,000千円	5,000千円	1人目の雇用/1,000千円 2人目以降の雇用/100千円	1人目の雇用/2,000千円 2人目以降の雇用/500千円
助成可能枠	2件程度	1件程度	30件程度	
対象経費	施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等	施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等	施設整備費、建物改修費 備品購入費・リース料等 (注)当該障害者を雇用するために要した経費に限る	

※他にも要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせは
こちらまで

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階 TEL : 078-362-6583